

奈良市文化芸術活動臨時支援事業募集要領

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止又は縮小を余儀なくされた文化芸術活動の再開及び継続のため、感染症対策を講じた文化芸術イベントの開催及びその動画配信等、「新しい生活様式」下における文化プログラム実施に係る経費を予算の範囲内（補助金予算額：2,000万円）で支援するとともに、市民が文化芸術に触れる機会を提供することを目指します。

2. 募集期間

令和2年10月6日（火）～11月5日（木）（必着）

3. 補助対象者

補助対象者は、以下のいずれにも該当する事業者（法人・個人）及び文化芸術団体とします。なお、同一の申請者が複数の申請を行うことはできません。（補助対象事業は、1補助対象者につき1事業のみ申請可能）

[事業者（法人・個人）の場合]

- 主として奈良市で事業活動を行う法人又は個人であること。
- 法人の場合は、規約、定款等を有し、代表者及び役員の設定があること。
- 不特定多数の人を対象に公開し、対価を得る文化芸術活動の実績が1年以上あること。

[文化芸術団体の場合]

- 奈良市に主たる文化芸術活動の場を有する団体であること。
- 規約、定款等を有し、代表者及び役員の設定のあること。
- 設立から1年以上経過していること。
- 不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動の実績を有すること。

以下に該当する事業者（個人・団体）及び文化芸術団体は本事業の申請はできません。

- × 国又は地方公共団体が資本金等を出資している団体
- × 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する者（団体の場合にあつてはその構成員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合、当該団体を暴力団等に該当する団体とみなす。）
- × 市税を滞納している者
- × その他市長が不相当と認める者

4. 補助の対象となる事業

(1) 対象となる分野

音楽、演劇、舞踊・舞踏、伝統芸能、美術

その他、文化芸術基本法（平成 29 年法律第 73 号）第八条から第十二条までに規定する分野

（文化芸術基本法）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 事業の内容

以下のいずれにも該当する事業を対象とします。

- 市内で実施される不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動の事業で、主となる出演者・出展者等が文化芸術活動により収入を得ていること。

（プロとして活動をされている方の出演・出展等を想定しています）

- 文化芸術の鑑賞・参加のあり方についての創意工夫により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が効果的に行われるものであること。
- 本補助金の趣旨及び目的に沿うものであり、かつ明確な会計経理を行うことができると認められるものであること。

（事業例）

- 奈良市内のホールでプロのアーティストによる無観客公演の開催やその動画配信、または適切な入場者数の有観客と動画配信を用いた公演
- インターネットを活用した舞踊・舞踏、伝統芸能のオンラインワークショップ（参加者を広く募るもの）
- 奈良の魅力の創造や発信につながる場所からの美術、演劇、音楽等のライブ映像の配信

5. 補助の対象となる事業の実施期間

令和2年10月6日から令和3年3月31日までに実施する事業

* 実施期間内であれば補助金の交付決定前に実施する事業についても申請可能ですが、審査の結果により交付対象とならない場合もあります。

6. 補助の対象とならない事業

以下に該当する事業については、補助の対象となりません。また、補助の対象とならないことが交付決定後に判明した場合も、補助金の交付は行いません。

- × 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業
- × 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- × 販売活動を主な目的とする事業
- × 特定の団体、会員その他限られた範囲の市民を対象とする発表会、展示会又は講座等の事業
- × 売上げの全部又は一部を寄附することを目的とする事業
- × 本補助金以外に市から補助金等（奈良市心のふるさと応援基金条例（平成20年奈良市条例第29号）第1条の規定に基づき設置されている奈良市心のふるさと応援基金を財源とするものを除く。）が交付され、又は事業を実施する市の施設の使用料等が減免されている事業
- × その他本補助金の趣旨に照らし市長が不相当と認める事業

7. 補助金の額

1事業あたりの補助金の額は、補助対象経費から補助対象事業で得た収入や他の補助金等を引いた金額（1,000円未満切捨て）又は200万円のいずれか低い額。

なお、補助対象外経費がある場合、事業で得た収入から補助対象外経費を引くことが可能です。

※事業で得た収入：入場料、観覧料、参加料、チケット収入、各種販売収入

(事業経費と補助金額のイメージ)

事業収入等がない事業
(対象経費100万円)

【事業費130万円】

<収入>	<支出>
自己負担額 30万円	補助対象外経費 30万円
本補助金 100万円	補助対象経費 100万円

補助対象経費100万円
(補助対象外経費は自己負担)

事業収入等がない事業
(対象経費300万円)

【事業費390万円】

<収入>	<支出>
自己負担額 190万円	補助対象外経費 90万円
本補助金 200万円	補助対象経費 300万円

上限超過
(自己負担へ)
100万円

補助対象経費200万円
(補助対象外経費・上限超過分は自己負担)

事業収入等がある事業
(補助対象外経費なし)

【事業費100万円】

<収入>	<支出>
事業収入 60万円 入場料等	補助対象外経費 0万円
本補助金 40万円	補助対象経費 100万円

控除額
60万円

補助対象経費100万円
- 事業で得た収入60万円
= 補助金額 40万円

事業収入がある場合は補助対象経費から控除

事業収入等がある事業
(補助対象外経費あり)

【事業費130万円】

<収入>	<支出>
事業収入 60万円 入場料等	補助対象外経費 30万円
本補助金 70万円	補助対象経費 100万円

控除額
30万円

補助対象経費100万円
- (事業収入60万円 - 補助対象外経費30万円)
= 補助金額 70万円

補助対象外経費(事業に要する経費に限る)がある場合は、
事業収入を充て、その差額を補助対象経費から控除

- 他の補助金がある場合は補助対象経費から控除し、補助金額を決定します。

8. 補助対象経費

項目	細目	対象経費の例
賃金	賃金	○ 事業のための臨時雇用するスタッフ等（アルバイト等）
報償費	報償費	○ 出演、指導、講師、司会、通訳・翻訳等への謝金
旅費	旅費	○ 出演者、講師等の移動に要する交通料金、宿泊代 ○ 準備、リハーサル、本番の会場等への移動に係る経費
需用費	消耗品費	○ 事業実施に直接必要な物品 ○ 新型コロナウイルス感染症対策のための物品 * 少額で、短期間又は1回の使用で消費されるもの
	燃料費	○ ガソリン代 等
	印刷製本費	○ 事業ポスター、チラシ、プログラム、入場券等の印刷 ○ その他コピー代 等
	光熱水費	○ 事業実施のための臨時的な電気・ガス・水道料金
役務費	通信運搬費	○ 郵便料、運搬料 ○ 事業実施のための臨時的な電話代、通信料
	手数料	○ 振込手数料 ○ クリーニング代 等
	保険料	○ イベント保険、ボランティア保険、作品保険 等
委託費	委託費	○ 会場設営・撤去費、音響費、照明費、看板制作費、録画・録音・写真撮影費、動画配信作業費 等
使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	○ 会場使用料（付帯設備使用料含む） ○ 機材・衣装・楽器・楽譜・台本等の借上料 等 ○ 著作権使用料、フィルム使用料 等

- ・ 補助対象経費かどうかの判断が難しい場合は、事前に文化振興課へご相談をお願いします。
- ・ 実績報告時には、対象外経費を含めすべての収入および支出の証拠書類（領収書等）の原本を確認させていただきます。
- ・ 5. 補助の対象となる事業の実施期間以外の支出については補助対象外経費とします。
- ・ その他申請者が当然負担すべきであると市が判断した経費についても補助対象外経費とします。

<補助対象外経費>

- × 補助の対象となる事業の実施期間外に支出した経費
- × 備品購入費、施設整備費に係る経費

- × 賞品購入費、賞金、食糧費、航空運賃、列車運賃又は船舶運賃の特別料金（グリーン料金・高速道路料金等）、タクシー料金、及び印紙代、手土産代に係る経費

以上の補助対象外経費については、事業で得た収入を充てることが可能です。（令和2年度に支払ったもので、領収書等により支払いの確認が可能なものに限る）

ただし、事業に直接必要となった経費以外は事業費として認められないため、申請事業の収入（チケット代等）を充てることはできません。

（例）

- ・ 事業者、団体運営のための経常経費（事務局維持経費等）
- ・ 本事業の申請にかかる経費（印刷費、交通費等）
- ・ 領収書等により支払いが確認できないもの
- ・ その他、公金の支出がふさわしくない経費

9. 申請手続きについて

申請書類（奈良市役所文化振興課にて配布又は市ホームページで入手可能）に必要事項を記入し、募集期間内に文化振興課まで、できるだけ郵送又は電子メールにより提出してください。

- ※ 補助金交付申請書（第1号様式）と誓約書（第6号様式）は押印が必要ですので、電子メール申請の場合も原本を別途ご提出ください。その際、すべての申請書類が募集期間内に届く必要があります。
- ※ 電子メールでの書類提出については、1つのメールにつき5MB以内で送信するようにお願いいたします。電子メールで書類を提出した場合は、市からの着信確認メールをお送りします。着信確認メールがない場合は送信が出来ていない可能性がありますので、お問合せください。

奈良市ホームページ／奈良市文化芸術活動臨時支援事業

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/21/88345.html>



[申請時に必要な書類]

事業者（個人、法人）の場合	文化芸術団体の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付申請書（第1号様式） ・ 補助対象事業に係る事業計画書（第2号様式） ・ 補助対象事業に係る収支予算書（第3号様式） ・ 活動実態調書（第4号様式） ・ 補助対象事業の実施体制（第5号様式） ・ 誓約書（第6号様式） ・ 相手方登録申請書 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に実施した文化芸術活動のチラシや報告書など事業内容が分かる資料（A4 サイズ 4 頁以内） ・ 主たる出演者・出展者等が収入を得て活動していることが分かる資料（A4 サイズ 4 頁以内） ・ （概算払いを希望する場合）補助金の概算（又は前金）払理由書 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ （法人）登記事項証明書の写し又は法人の実態がわかるもの ・ （個人事業者）確定申告書控えの写し（令和元年分） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の規約又は定款等の写し ・ 団体役員等の名簿

10. 交付決定

募集期間終了後、申請のあった事業について、下記の評価項目について、有識者等の意見を基に申請書を審査し、補助金を交付する事業及び交付の補助金の額を予算の範囲内で決定し、申請者に対して通知を行います。なお、申請内容によっては交付の対象とならない場合や、交付額を申請額から減額する場合があります。

※ 審査は、以下の項目について評価を行いますので、申請書等の記載については、各項目を盛り込んだ内容としてください。特に感染症対策が十分でない申請事業は、他の審査項目の評価が高くても補助対象事業となりません。

評価項目	着眼点
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策が、該当する業種別ガイドライン等に沿うなど適切に行われるか ・ 参加者や鑑賞者のみならず、出演者や講師、スタッフなども含めた感染症対策がなされるか ・ 実施体制や環境等の面において実現可能な感染症対策であるか
費用対効果・実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助額に見合った効果（社会的効果、文化的効果、経済的効果等）が期待できるか ・ 企画調整や運営、経理処理等、事業の実施体制が整っているか ・ 活動実績（内容、集客数、その活動が外部に公表されているかなど）から事業の実現性がみてとれるか
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画内容が本補助金の趣旨や、市の施策の方向性、奈良市文化振興計画の方向性に沿ったものか ・ 多くの人を参加や鑑賞に誘引することができるコンテンツであるか ・ 市民のニーズに対応する企画であるか
創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新しい生活様式」下のなかで事業を魅力的にしようとする工夫がみられるか ・ 「新しい生活様式」下での事業実施のノウハウを蓄積し、今後の活動に活かせるものであるか ・ 情報通信技術（ICT）や新規性の高い技術の活用等、先駆

	的な取組みがみられるか
地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良の文化的特性を活かしたものであるか ・ 奈良の魅力の創造や発信につながるものであるか ・ 奈良の文化振興において持続する効果を見込むことができるものであるか

11. 実績報告

交付事業が完了したときは、完了日から1ヶ月以内に、市に次に掲げる実績報告時に必要な書類を提出してください。ただし、1ヶ月を経過する日が令和3年3月31日を越える場合は3月31日が提出期限となります。

[実績報告時に必要な書類]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書（第7号様式） ・ 事業実績内訳（第8号様式） ・ 収支決算書（第9号様式） ・ 対象経費の明細書（第10号様式） ・ 領収書等の収入及び支出の証拠書類の写し（原本との照合を行います） <p>※対象外経費についても領収書等を確認いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他参考資料（チラシ、パンフレット、記録写真、アンケート結果等） |
|---|

12. 補助金交付額の確定・交付

市は、実績報告書等に基づき、対象経費等について精査し、補助金の交付確定額を申請者へ通知します。その後、申請者からの請求書の提出を受け、補助金を指定の口座へ振り込みます。

※ 事業の完了前に補助金の支払いの必要性が認められる場合、補助金の概算払いを受けることができます。ただし、精算後の確定額が概算払い済額を下回った場合、差額を返還いただくこととなります。

13. 申請から実施までの流れ

申請者	募集期間 令和2年10月6日 ～11月5日	郵送や電子メールによる申請書の提出をお願いします。
市	補助金交付決定・通知 令和2年11月中旬	有識者等の意見を参考に審査を行い、交付事業と交付額を決定し、申請者全員へ通知します。 申請内容について市から照会することがあります。
市	補助金の交付（概算払い） ※概算払いを希望する場合	申請時に希望した場合、事業実施前に補助金の概算払い（先払い）を行います。
申請者	事業実施 令和3年3月31日まで	「9事業実施上の留意事項」に留意して事業を実施してください。
申請者	実績報告 事業完了後1か月以内 (3月実施事業は3月31日まで)	実績報告の手続きが適正に行われない場合、交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。
市	補助金交付額の確定・交付	<u>実績報告にある対象事業経費が交付決定額を上回っても、交付額の増額はありません。</u>

14. 留意事項

- (1) 会場が必要な事業は奈良市内の会場を使用してください。
- (2) 補助事業の実施においては、来場者や出演者、スタッフ等に配慮し、各種ガイドライン等に基づいた感染症対策を徹底してください。
- (3) 補助事業の内容の変更（中止含む。）は、市長の承認が必要となる場合があります。内容を変更しようとする場合は事前に相談をお願いします。
- (4) 著作権等、第三者の権利については、事業実施者の責任、費用負担において適正な処理をお願いします。（市は一切の責任を負いません）
- (5) 動画配信等を行う場合は、会員登録や閲覧制限がない動画配信サービスを使用するようお願いいたします。また、動画配信等による広告収入、課金収入等がある場合は、あらかじめ収支予算に含めるとともに、3月末までの収入額を収支決算書に記載し実績報告を行ってください。
- (6) 事業の広報物や成果物には「奈良市文化芸術活動臨時支援事業」と表記してください。
- (7) 事業に係る関係書類（経費関係や市からの通知書、提出書類の写し等）は、令和8年3月31日まで

(5年間)保管してください。なお、市やその他省庁からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供することができるように保管してください。

(8)提出いただいた補助金の交付に係る一連の書類は、個人情報を除き原則公開し、市議会への資料や行政文書開示請求の対象となる可能性があります。

(9)補助事業の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。また、行政機関や権利者への許可届出等が必要な場合は、申請者の責任において必ず行うようにしてください。

15. 提出お問合せ先

奈良市文化振興課 「奈良市文化芸術活動臨時支援事業」担当

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1-1 (奈良市役所北棟4階)

電話番号：0742-34-4942 Eメール：rinjibunka@city.nara.lg.jp

受付時間：土日祝を除く9時～17時

※ ご質問等はメール又は電話にて受け付けます。「よくある質問と回答」もご覧ください。